

第9回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成25年10月21日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
 - 1番 山口 忠雄
 - 2番 関 憲夫
 - 3番 篠原 覚
 - 4番 柳井 進
 - 5番 渡邊 久芝
 - 6番 渡邊 邦男
 - 7番 積田 雅美
 - 8番 佐久間 政男
 - 9番 多田 總一郎
 - 10番 山下 和彦
 - 11番 宮嶋 十郎
 - 12番 中川 喜一郎
 - 13番 板倉 保
 - 14番 佐久間 正夫
 - 15番 奥野 政義
 - 16番 川島 三夫
 - 17番 川名 康夫
 - 18番 鶴岡 公一
 - 19番 地引 正和
 - 20番 御園 豊
 - 21番 葛田 吉弥
 - 22番 渡邊 喜一
 - 23番 長谷川 重義
 - 24番 藤井 幸光
 - 25番 榎本 雅司
- 5 欠席委員 1名
 - 3番 高浦 芳一
- 6 出席事務局職員 3名
 - 小藤田事務局長
 - 森副参事
 - 鈴木主幹

◎開 会

平成25年10月21日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名の出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告でございます。3番の高浦芳一委員から連絡いただいております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

18番、川名康夫委員、19番、鶴岡公一委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

農地法第3条、許可申請。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページと会議資料2ページの市原市農業委員会発行の経営実態証明書をごらんください。本件は、平成25年9月26日付で提出がございました。申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人は後継者もなく、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、農業経営基盤強化促進法により、近隣の農地を借り受けしており、耕作上便利であることから取得し、農業経営の拡大をしたいとのことです。

会議資料1ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字東萩原で、現地は畑で耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、再度議案資料2ページの経営実態証明書のほうをご確認ください。それでは、農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。市原市農業委員会に確認しております。借り受け地に田がありますが、畑として利用して、大根を作付しているとのことで、畑作専門とのことであり、農機具等については問題ないと思われまます。農作業常時従事日数につきましては、世帯で800日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。譲受人については、袖ヶ浦市内においては、大曾根、上泉に農地を借り受けしており、近隣で耕作していることから、今後もこれまでどおり地域との調和を図った農業をしていくものと思われまます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番の渡邊です。

10月の16日午後2時、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代理人〇〇さんと譲受人の〇〇さんと現地を確認しました。現地は、先ほど事務局が説明したとおりでございます。出光研究所社宅より北に300メートルぐらいのところの畑です。譲渡人の〇〇さんは、高齢で体調を崩しているとのことでした。現地はトラクターできれいに耕うんされており、譲受人の〇〇さんは、大根を年15ヘクタールぐらい作付しておるということです。この近辺も大根を〇〇さんが3町歩ないし4町歩ぐらいは、その近辺の方からお借りして大根をつくっておるということでございました。また、〇〇〇〇〇〇の代表監事もやられておるということで、皆様のご審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、市内に在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年10月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料の3ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約390メートルの位置にあることから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料4ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の水路へ、また雨水については、宅地内の浸透ます

を経て既設水路へ排水される計画となっております。

総会資料5ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

議案第2号1の1、5条の申請です。総会資料の3、4、5ページをごらんください。現地は袖ヶ浦駅より400メートルぐらい高須寄りです。10月17日午前9時30分、現地にて代理人の〇〇建築設計の〇〇社長の説明を受けました。説明によりますと、譲渡人は奈良輪〇〇〇番地、〇〇〇〇で、譲受人は奈良輪〇丁目〇番地の〇、〇〇〇さんです。現地の所在地は、奈良輪榎戸〇〇〇〇、〇〇さんは、子供の成長により、今住んでいるアパートが手狭になったということで、この土地に2階建ての住宅を建築したいとのことでした。

規模は、2階建てで151.5平米、水道は市、電気は東京電力、ガスは不明です、合併浄化槽で、現状のGLより10センチほど地盤面を上げて建築するという事です。ごみは、自治会に加入してお願いをするということです。

どうか、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、市内に在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年10月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、先ほどご説明した議案第2号1の隣接地であり、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約410メートルの位置にあることから、第2種農地と判

断されます。

建物の配置については、総会資料7ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の側溝へ、また雨水については、宅地内の最終ますを経て既設側溝へ排水する計画となっております。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

議案第2号2の1、5条の申請です。総会資料6、7、8ページをごらんください。現地は袖ヶ浦駅より約400メートルぐらい高須寄りのところです。10月18日午後零時30分、現地にて、代理人の行政書士、〇〇さんの説明を受けました。説明によりますと、譲渡人は、奈良輪〇〇〇番地の〇〇〇〇で、譲受人は、奈良輪〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。現地の所在地は、奈良輪榎戸〇〇〇〇です。

〇〇さんも子供が生まれたということで、アパートでは手狭になったということで、この土地に2階建て116平米の住宅を建築したいとのこととございます。水道は市、電気は東京電力、ガスはプロパン、集中合併浄化槽、G Lは先ほどと同じく10センチほど現状より地盤を上げるとのことです。なお、ごみは区自治会に加入してお願いするということとございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これ、他法令の関係はどうなっていますかね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 開発行為の許可申請の写し、あるいは埋蔵文化財の写し等々他法令の手続も調べております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。ほかにいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の3についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、東京都内の法人が市内在住の所有者から農地を賃貸借によって借用し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、平成25年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は、野里堰の北側、主要地方道千葉鴨川線の西側に位置し、周辺に宅地及び山林が存在することから、これらが分断要素として見られることから、第2種農地と判断され、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水は、申請地内に自然浸透する計画となっております。隣接する農地はなく、近隣の農地についても道路を隔てており、今回の計画による影響はないものと思われまます。

総会資料10ページにパネルを配置図を添付しております。転用しようとする2筆に、それぞれ255枚のパネルを配置する計画となっております。

総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、10月15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番。議案第2号の3については、太陽光発電建設用地への転用であり、10月15日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

申請地は、野里堰の北側、主要地方道千葉鴨川線の西側に位置し、周辺には宅地及び山林が点在している小集団の農地であります。現地確認は午後2時45分から行い、午後3時15分より農業センター会議室にて審査を行いました。現地の確認には、譲受人と、その代理人である許可申請担当者から状況説明をいただきました。現地では、耕作できない理由、パネルの設置位置、太陽光パネルの強風に対する強度等についての質問があり、耕作できない理由については、かつては落花生を作付していたが、所有者が高齢のため耕作困難とのことでありました。また、パネルについては、南に向けて設置し、強風への十分な対策を講じたものとするとの回答がありました。

審査会にも現地確認と同じく譲受人と代理人に出席していただきました。事務局における議案説明の後、譲受人に今回の事業計画について説明を求めました。その事業内容は、父親から貸借する農地

2,032平米を転用し、510枚の太陽光発電パネルを設置しようとするものであります。この計画は、経済産業省については申請済みとのことであり、東京電力とも売電に関して協議中とのことでありました。また、発電量による収益と設備の維持管理などにおける費用を差し引いても十分に採算がとれるとのことから、太陽光発電施設の計画をしたとの説明がありました。

主な質疑応答としては、ソーラーパネルの耐用年数はどのくらいかの問いに対して、パネルメーカーは15年から20年としているが、譲受人は10年を見込んでいるとの回答を得ました。

事業の実施計画において、発電施設を取りやめた場合の、その後の土地利用方法どのように考えているかの問いに対し、劣化したパネルを更新して発電を続けていくことを考えているが、畑に戻すことや設備を解体して宅地分譲や雑種地としての利用も考えるとの回答を得ました。

隣接地者への事業計画の説明は行ったかの問いに対して、具体的な説明についてはまだ済んでいないが、工事施工前には近隣への挨拶を兼ねた説明をするとの回答でした。

そのほかの質疑に対しても適切な回答をいただき、許可基準に照らし審査をし、採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この発電所を設置するに当たっての法的な設置基準とか、そういうものがあるのですか。こういうもの、ちょっと私よくわからないので、その辺教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（森 博君） 設置基準、設置箇所の選定に当たっては、もちろん日当たりのよい場所というところは選定されるかと思うのですけれども、具体的な設置基準につきましては、こちらのほうでは把握はしてございません。ただ、その箇所で太陽光発電施設への転用が可能な位置での相談なのか、申請なのかどうかの審査はもちろんしてございますけれども、その場所の選定基準につきましては、こちらとしては把握してございません。

○議長（中川喜一郎君） 次の方。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。農業事務所は何て言っていましたか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） もちろん農業事務所にも現地を確認していただいておりますので、この計画について異論は特にございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これ雨水を浸透方式にするということですが、この前みたいに、強い、せんだってみたいに1日800ミリとかという数字が出ると、それに十分対応するようなものなのですかね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 基本的に架台の基礎となる部分については、現状の畑の用途は変わってはまいますけれども、それ以外の部分については、基本的に現状の畑の状態をなしておりますので、この前の台風のような雨が降ったときに耐え得るかというご質問については、畑の状態、耐えられないものは、この施設にしても同じことになってしまうかと思っておりますけれども、この施設をしたからとして、極端に悪影響を及ぼすものではないというふうに考えてございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

雨水の浸透方式で申請が出ているわけなのですが、その工事設計書は、何ミリまで耐えるというあれば、細かいあれば出ているのですか、そういうふうに判断する。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 地面を、例えばアスファルト舗装するとかということではございませんので、何ミリの雨まで耐え得るとか、そこまではわかってございません。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） この設置するに当たって、周辺への影響ということで、例えばこれ、こういうの私初めてあれするのでわからないのですけれども、光の反射とかそういうやつで周辺に与える影響とか、そういうものがないかどうか、その辺教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 南に向けてパネルを設置するという計画でございまして、この位置ですと、周辺に住宅もあるので、その向きには反射の光が行かないということで、本件については、その反射による影響というのはないということを、たしか現地でのやりとりの中でお話がございました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田ですが、この太陽光パネルの設置方法ですが、これ支柱は伴うのですか。その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 支柱は3メートルぐらいのものをつけて、営農型の太陽光というのも今結構話題になっていると思うので、それと今回ののは、それかどうかというご質問かと思うのですが、これについては、2メートル弱、高くても2メートルぐらいの、地面に直接つくるもので、下での耕

作というものは考えてはないです。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。質疑の方。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番の御園でございます。

構造的なことなのですが、下は今川原井地区で何カ所か、山林に設置してでき上がったようなのですが、ほとんどが採石を下、べた敷きにしているのですけれども、この場合は、下は採石敷くのか、マットを敷くのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 基礎の部分については、もちろんパネルを安定して設置するという事でコンクリートがいい、そのパネルを設置する基礎の部分についてはそのような工作をするというふうに伺っておりますけれども、先ほども雨水の浸透の関係で申し上げましたとおり、この計画地全体を採石で覆ってしまうとかというような話ではないというふうに考えております。ただ、メンテナンスのために、ある程度の部分というのは、通路を確保するとかということはあるかもしれませんけれども、基本的には基礎の部分以外は畑の形状をなしているものと思われま。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑は、ではここで打ち切ります。

質疑はないようですので、質疑を打ち切りまして、直ちに採決いたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案第3号 買受適格証明書発行の件についてですが、申しわけございません。議案の訂正をお願いいたします。議案3ページ、議案第3号の1につきまして、権利者経営面積が5.9アールとなっておりますが、正しくは59.3アールとなります。大変失礼いたしました。

それでは、議案第3号の1についてご説明申し上げます。本件は、千葉地方裁判所が実施する競売

に参加するための買受適格証明書の発行にかかわる案件で、入札日は平成25年11月13日から平成25年11月20日までです。

会議資料12ページの位置図をごらんください。場所は、代宿字上笠上谷です。現地は畑ではありますが、現在は耕作されておらず、雑草等が繁茂している状況です。本件は、農地の取得でありますので、農地法第3条許可の申請について許可相当であるか、あわせてご審議をお願いします。

議案3ページと議案資料14ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年9月30日付で提出があり、申請内容につきましては、申請理由は、申請人は代宿地区に在住しており、自宅から近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地の競売に参加したいとのことです。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、農用車だけですが、経営地は畑で、耕作地に隣接してお住まいの農家の方と共同で作業しているとのことです。また、本件競売において、落札できた場合はトラクターを購入する予定とのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。申請人につきましては、居住する地区の農地であり、今後もこれまでどおり地域との調整を図った農業をしていくものと思われまます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告ですが、この件は私の担当となりますので、この場から説明をいたします。

13番、中川でございます。10月15日13時より、現地にて申請者本人より説明を受けました。先ほどの事務局と多少ダブるかもわかりませんが、議案の3ページ、第3号に記載のとおり、代宿上笠上谷に畑として存在し、現在は耕作はされておられません。本人としては、申請場所が自宅に非常に近く、整備をすれば耕作に便利のため、ぜひ欲しい物件と言われました。あと、順調にいけばそこを掘り起こして落花生、大根等花を含めて栽培を考えていると。どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この面積、1,621平米、この写真のとおり状態なのですか。全部こんな感じなのですか。

○議長（中川喜一郎君） そうですね。私も何回かいろんな人に説明して、幅が道路に面して、間口が70メートルぐらい、奥行きが、左面が十五、六メートル、右側が奥二十五、六メートル、先ほども太陽光の話がありましたが、この地も市原市在住の人が2ヘクタールぐらい太陽光発電やるべく

整備をしてフェンスをしていると。その一帯だけが農地であります、最近もうおばあちゃんも入院しているし、誰も耕作する人がいないと、そういうことで荒れてはいますが、整備すればそういう形でやりたいと。長方形になっています。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 我々は、普通農地の移動とか転用とかそういうやつを審議する場であって、こんな山みたいなやつを審議するのはどうも合わないような私気がするのですけれども、その辺はどうですか。こんな山みたいなやつを審議していいのかな。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

一応こちらのほう、整備すれば農地としてまだ使える状況という形で考えられます。その中で耕作を目的として、こちらのほう入札に参加したいという形での買受適格証明書という形の申請になっております。まだ一応買受適格者かどうかということで、この方が入札に参加できるかどうかということをお判断していただきます。もちろん農地法3条での申請になりますので、その後耕作をしていただくということが前提でございますので、そちらのほうご理解していただき、耕作をするということで買受適格証明書とあわせて農地法の申請もいただいておりますので、そちら辺あわせてご審議をお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） こういうのを審査してもらうのであれば、きちっと片づけて、本当に農地の状態で審議すべき問題だと思うのです。こんな山みたいなやつを、これ農地だから審議してくれというのは、ちょっと俺おかしいと思います。

○議長（中川喜一郎君） お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 通常の農地法の3条の申請であれば、農地を農地という形で移動になるのですが、今回は競売の物件でございます、農地ですけれども、本来であれば耕作されているべき場所かと思うのですけれども、相続人が不在ということで、これまで相続財産管理人が管理しております。その中で、やはり耕作までできずにこのような形で荒れてしまっておる状況にはなっておりますが、買い受け適格に参加した上で、もし落札できれば、農地法3条の許可のほうで申請された方が落札した場合は、耕作できるような形に戻して農地になるという形になるかと思われま。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） ちょっとお伺いします。この耕作する人は、南房総市の方がするのではなくて、のぞみ野の方がするのですか。

○議長（中川喜一郎君） まだそこまで行っていません。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の1について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することに決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号の2についてご説明申し上げます。

本案件についても千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行にかかわる案件で、入札日、対象地等については、先ほど説明したとおりですので、省略させていただきます。

本件も農地の取得でありますので、農地法第3条の許可申請について許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。

議案3ページと会議資料15ページの南房総市発行の農業経営の実態証明書をごらんください。申請人は、南房総市で農業経営をしており、従事者として、袖ケ浦市のぞみ野に在住する子が通作し、南房総市で農業に従事しているとのことです。本件は、平成25年10月7日に提出があり、本件申請内容につきましては、申請理由は、農業経営に携わる子の居住地から近く、経営を拡大したいとのことです。申請人においては、今後は畑作に力を入れて営農したいとのことで、今後の農業経営の拡大につなげるため、落花生の作付を試す予定とのことであり、従事者である子の居住地からも近く、競売に参加したいとのことです。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。南房総市農業委員会事務局に確認しております。農機具等については、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機等を所有しています。本競売において落札できた場合は、袖ケ浦市での耕作用にトラクター、農用車を購入する予定とのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で670日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。申請地は、従事者が仕事の行き来で前をよく通ることから現地の状況は理解しているとのことで、落札できた場合は、近隣農家の方と調整して営農するとのことです。また、地域の農地の利用調整にも協力し、農薬等の使用方法等は、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

次に、地元委員の意見及び現地調査の報告です。この件も私の担当となりますので、あわせて発表いたします。

10月15日9時30分より、現地にて申請者、〇〇〇〇氏の次男、〇〇氏と奥さんより説明を受けました。まず、〇〇〇〇氏の物件については、7月の総会でこれはクリアしていることですが、買い受け適格者とされています。さらにこのたびの新たに農地を購入し、落花生等を耕作し、販売に結びつきたいと申請をなされました。先ほどとダブっていますが、購入できれば中古のトラクターを購入して耕作をしたいとのこと。本人と直接面談したわけですが、昨今農業離れが多い中、意欲を非常に感じた次第です。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。終わります。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 27番、榎本です。

今の説明ですと、購入して落花生等を作付するということなのですが、まず先ほど、これはのぞみ野に住んでいる〇〇〇〇さん、43歳、これが耕作するということですね。それともう一点、購入したら、トラクターと自動車でしたか。

○議長（中川喜一郎君） トラクター。

○27番（榎本雅司君） トラクターを購入した場合、のぞみ野の敷地はどのくらい広いかわからないけれども、その収納等の場所等はあるのかということと、それとあと近隣農家との共同でという、近隣農家とは、この方は多分安房白浜のほうから来て、のぞみ野に住んで、大曾根、勝あたりの人とじっこんされている方がいるとは思うのですけれども、例えばどういうところの方と提携してやっていくのか。もう少し具体的に、もしわかればお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） まず、1点目の農機具等についてですけれども、もし落札して購入できた場合については、農機具等を購入する、その中でのぞみ野、前回落札したのぞみ野、もしくはこちら代宿等で場所を見ながら農機具は置きたいということを聞いております。

それと、地域との協力でございますけれども、隣接地に農地がございます。そういった中で、近隣の農家の方、もちろん営農してこれからそこで農作業していくわけなので、その方によくお話を聞いたりして、落札できた場合はそちらの方に迷惑をかけないように、きちんとお話をした上で耕作に入りたいという形で伺っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 私は、その辺、回答がちょっとわからなかったのですけれども、あと1点、こ

の方、自営業、販売業ということで、これちょっと関係があるかないかわからないですけども、もしよかったら、その業種を教えてくださいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） ガス給湯設備の販売、設置、配管工事をされていると伺っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけども、今後のことでちょっと伺いますけれども、こういうふうな状態でも今後これに似たようなやつが出てきたら、審査の対象になるということでもいいのですね、これ。こんな荒れた状態でも。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 買受適格証明書という形で上がってきたりする場合がございます。そのとき農地の状況が荒れている場合もございます。そういったときでも農地として取得したいということで、買受適格証明書の発行の申請があれば、このような形でお受けするようになります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 補足いたしますと、本人としばらく話ししていたのですけれども、渡邊さんが心配したように、木も大分高く伸びているとか、雑草が多く、2メートル以上、でも知り合いに大型ハンマーという草刈り機があって、それを借りてきて、落札ぜひしたくて、そういう機械を借りて、早目に整備して、そうなった場合にはやりたいと、すごく意気込みがありました。

以上でございます。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の2について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の2については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することに決定いたします。

◎議案第4号 買受適格証明書発行の件（転用目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件（転用目的）を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の1についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、議案第3号でご説明しました千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る事案であり、静岡県内の個人がこの競売に参加し、落札した後に資材置き場に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、平成25年10月3日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地の説明については、先ほど議案第3号でご説明した箇所であることから省略させていただきます。

資材置き場としての利用については、総会資料16ページのとおり計画されており、また排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については、申請地内に浸透する計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告ですが、この件も私の担当となりますので、この場から説明をいたします。

〇〇〇〇さん、46歳、10月17日13時より、現地にて申請者より説明を受けました。本人はことし2月会社を設立し、今までの経験を活かして仕事をすべく働いています。静岡県沼津から神奈川、東京方面へ行くことが非常に多い中、広い場所がぜひ欲しくて、このたびのことを知り、申請いたしました。

この地は、アクアラインを使用すると大変利便性がよく、また東京オリンピック開催も決定し、建設等の仕事が増加することが予想され、競売に参加した次第でございます。資材置き場には、取扱品としては、仮設資材、足場材、バリケード、採石等を考えているようです。この1,600平米の全面には、置き場周囲にはフェンスを張ります。

概要については以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、このやつを見ると、図面を見ると、産廃とか残土とか何かいろんな持ち込みを予定にしているみたいですが、両サイドは畑なので、この畑の持ち主の人はこういうことを知っているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 隣接農地の所有者への説明は事前に行っていたらありまして、承知はされております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかいますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の1の買受適格証明願について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の1については、適格者と判断して県に進達いたします。

次に、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の2についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件についても議案第3号でご説明しました千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る事案であり、市内の法人がこの競売に参加し、落札した後に資材置き場に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年10月4日に申請書の提出がなされています。

総会資料12ページの位置図をごらんください。先ほどの箇所と同一であることから、申請地の説明は省略させていただきます。

資材置き場としての利用につきましては、総会資料17ページのとおり計画されており、また排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については申請地内に浸透処理する計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

次に、地元委員の意見及び現地調査の報告ですが、これも私の担当となりますので、この場から発表いたします。

10月18日11時30分より、現地にて申請人の代理人、有限会社〇〇〇一級建築士事務所チーフの〇〇〇〇〇と、代表取締役〇〇〇〇氏に説明を受けました。この内容ですが、〇〇〇〇建設の〇〇〇〇さんがこの一級建築士にこの件をお願いして進めているところでございます。先ほどと同じ場所ですが、本人は〇〇〇〇というのは、袖ヶ浦市下根岸在住で、この地域に土木資材の置き場として申請をいたしました。これも全面にフェンスを張って盗難予防等を考えていると、そういうことでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の2、買受適格証明願について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成者多数でございます。

よって、議案第4号の2については、適格者と判断して県に進達いたします。

次に、議案第4号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の3についてご説明申し上げます。

本件についても議案第3号でご説明しました千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る事案であり、木更津市の法人がこの競売に参加し、落札した後、資材置き場に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、平成25年10月7日に申請書の提出がなされております。

資材置き場としての利用につきましては、総会資料18ページのとおり計画されており、また排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については申請地内に浸透処理する計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告、これも私の担当となりますので、この場から説明をいたします。

転用3件目の件ですが、10月18日16時より、現地にて株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏より申請内容の説明を伺いました。主なものとしては、電柱及び太巻きの配管、全面は子供の侵入防止として有刺鉄線等で囲うとのこと。大変重量の電柱でございますので、簡単に移動とかそういうことはできないのですが、全面のほうはそういうことで考えておるとのことです。

以上のとおりよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

この4号の3件について基礎的なことをちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの議案第3号については、農地を耕作目的で競売に参加したよということ、これはわかります。農地は農地として使いたいのだと。これは農業委員会で当然審議する議案だと私としても理解できるのですが、この4号の3件については、農地を競売参加したいと、その競売参加する人が、この農地は農地として使わないのだよと、いわゆるこれは農地転用の目的なのですね。ですから、本来ならば、農地を農地として競売で落とされた後に再度農業委員会に農地転用目的として申請されるならばわかりますけれども、これは参加時点で、いわゆる農家でない方が競売と同時に競売に参加して、その農地を取得した時点で、これを農地外にするという目的のために、ちょっとこれは理解に苦しむのですけれども、農業委員会の審議する趣旨として、こういった、要はこれねじれ的な議案に見えるのですが、一方的にこの農業委員会がこの農業でない方を参加させるということについて、農業委員会のいわゆる農地法はどういうふうな解釈になっているか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが、教えていただきたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 本案件は、千葉地方裁判所の競売ということで、所有権がその落札者に移るというような形になるのですけれども、競売という形になりますので、ちょっと違和感をお感じになるかもしれませんけれども、これが売買という形であれば、このような申請はあろうかと思うのですけれども。農地だったのだけれども、資材置き場に売買によって農地転用するというような案件はあろうかと思えます。農地法の5条の申請ということの取り扱い、ただ、競売というものがございまして、買受適格者として札を入れられる人かどうかというところの審査が1つ加わっているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問のある方。ほかにいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の3の買受適格証明願について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の3については、適格者と判断して県に進達いたします。

◎議案第5号 平成25年度第7次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成25年度第7次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号 平成25年度第7次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が2件で48.08アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）、4ページをお開きいただきたいと思えます。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請件数は2件で、申請面積の合計は48.08アールで、県営横田地区土地改良事業の換地に伴う再設定となります。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年9月1日から9月30日までです。

引き続き、報告第2号についてご報告いたしますが、申しわけありませんが、議案の訂正をお願いします。議案6ページをお開きください。左上、協議報告第1号となっておりますが、協議報告第2号に修正をお願いいたします。

報告第2号について報告いたします。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は9月1日から9月30日までです。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） 1点報告申し上げます。

先月のこの総会の席上におきまして、大竹地区における農地造成、一時転用の案件、審査をしていたきまして、不許可相当の結論いただいたわけですけれども、申請者から取り下げの申し出がございまして、取り下げなされている状況にございますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 後でまた報告事項等ありますが、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） 第9回の農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時07分 閉会